

## 県緊急制度融資に伴う保証料の全額助成の実施について (新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等の支援強化)

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて厳しい経営環境に置かれている中小企業者等を資金面から支援するため、新たに県の緊急制度融資を利用した際の保証料の全額助成を期間限定で実施する。

### 1 県緊急制度融資に伴う信用保証料の全額助成

市内中小企業者が、新型コロナウイルス感染症に関連する県の緊急制度融資を利用した際に支払った信用保証料に対して全額助成を行う。(限度額 50 万円)

#### (1) 「新型コロナウイルス感染症対応資金」

- ・融資限度額 3,000 万円 (設備資金、運転資金)
- ・融資期間 10 年以内 (うち据置期間 5 年以内)
- ・3 年間実質無利子・信用保証料減免・無担保

⇒小・中規模事業者のうち、売上減少 5%~15%の法人事業者に対し、  
信用保証料の 1/2 を助成 (1/2 は国から助成)

#### (2) 経済変動対策緊急融資「新型コロナウイルス感染症対策枠」

- ・融資限度額 1 億 6,000 万円 (運転資金)
- ・融資期間 7 年以内 (うち据置期間 1 年以内)

⇒信用保証料の全額を助成

#### (3) 緊急経営改善資金 (借換資金)

- ・融資限度額 一般枠 8,000 万円、小口枠 2,000 万円
- ・据置期間 10 年以内 (うち据置期間 1 年以内)

⇒信用保証料の全額を助成 (従来は小口枠のみ 4/5 を助成)

### 2 対象期間

令和 2 年 4 月 1 日 (遡及適用) から令和 2 年 12 月 31 日までの保証申込受付分までとする。

【予算額 (商工費)】 29,700 千円